

原子力発電所所在市町村の 地域振興に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電所所在市町村の 地域振興に関する要請書

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指しております。

現在、国においては、原子力政策の促進とさらなる地域振興を図るための新交付金制度の創設等を検討されておられることに対し、お礼申し上げます。

しかしながら、本制度は、原子力政策の最前線である現場で、その推進に苦慮している立地市町村の現状を十分に認識されているとは云えず、極めて残念であります。

原子力政策大綱にも「原子力は立地あつての政策」と謳われており、国の基幹電源である原子力を円滑に進めるためには、立地市町村における理解が必須であることは言うまでもありません。

従って、新交付金制度について、全国の原子力発電所の所在市町村として、次のとおり強く要請いたします。

平成17年11月2日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

記

(1) 「核燃料サイクル交付金(仮称)」について

本交付金は、[市町村分を含む]としているが、道県が交付対象であることから、配分率を含め、立地市町村を重点とした配分を明確に定めること。

原子力政策の促進には、地域住民の理解が基本であり、夫々の地域の実情に応じた地道な取組みが不可欠であることから、対象期限を撤廃し、受け入れ時期による格差を生じさせないこと。

(2) 「原子力発電所立地地域共生交付金(仮称)」について

高経年炉に関わる様々な対応を余儀なくされるのは、立地市町村であり地域住民であるにもかかわらず、交付対象が道県となっていることから、立地市町村も交付対象とすること。

対象事業である「道県が作成する地域振興計画」については、市町村長の同意を必要とするなど、立地地域を中心とした計画とすることを明確に定めること。

(3) 「長期発展対策交付金」と「移出県等交付金」の見なし制度について

運転停止期間において、国が安全を確認した以後は、見なし方式を適用しないことについては、「安全・安心」を第一に地域住民と対応している原子力政策の現場の状況を十分認識し、見なし制度の撤廃は行わないこと。

立地市町村は、事故等による停止中は運転時以上に厳しい対応を余儀なくされている。国の安全確認が、地域住民の安心確保をどのように担保し、理解を得るのか明確に示すこと。

(4) 原子力発電施設に係る固定資産税について

国は、固定資産税に係る減価償却制度の撤廃方針を示しているが、まず、税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長するとともに、課税期間を施設解体撤去時まで延長すること。

大規模償却資産に係る頭打ち制度を撤廃すること。